

研修会主催者の皆さんへ

＼医療・福祉系の各種研修会ならこの保険／

# 研修会保険

主催者の賠償責任と研修参加者のケガの補償をセットにしました。



車椅子の介助実習で研修生同士の  
対人事故発生!

研修の為に  
主催者が借りてきた  
光学顕微鏡の  
接眼レンズを破損!



研修の日、  
研修生が駅の階段で  
転んでケガ!



ご契約に関する  
大切なお知らせ

ご契約いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。  
ご契約に当たっては、重要事項説明書(P6~P7)を必ずお読みください。  
※その他ご不明な点等ございましたら、本パンフレット裏面に記載の引受保険会社 メディカル少額短期保険(株)までお問い合わせください。

# 研修会保険

この保険は、医療・福祉系の研修会等における、主催者の賠償責任補償と研修会等の参加者のケガの補償をセットにした保険で、主に医療・福祉専門職や業務補助者の保険を取り扱う弊社ならではの細部に行き届いた補償を備えた保険商品です。医療・福祉系研修会の主催者の賠償責任への備えとして、また、研修会等の参加者の安全・安心のために是非ご契約をご検討いただきたく存じます。

## 想定される研修会例

- 医療・福祉系職能団体主催の会員・非会員を対象としたスキルアップ研修会
- 都道府県、市区町村主催の職業体験会
- 都道府県主催の有資格者復職研修会(看護職、保育士、歯科衛生士など)
- 初任者研修、実務者研修
- 看護学校教員の育成研修
- 放課後児童支援員の資格取得研修

## ご契約いただける方

- 国、都道府県、市区町村、医療・福祉系職能団体、医療・福祉系養成施設、医療・福祉系の事業者(医療機関や福祉施設)、研修会の実施受託者

## 特長

- ❶ 主催者の賠償責任補償は、カバーする範囲が広い!
  - ・対人賠償
  - ・対物賠償
  - ・受託物(預かりもの)の損壊、紛失、盗取・詐取
  - ・人格権侵害による賠償責任
  - ・鍵の紛失、盗取または詐取により、錠自体の交換が必要になった場合の錠交換費用
  - ・実技中の事故による身体の障害および他人の財物の損壊に対する賠償責任
  - ・個人情報の漏洩による賠償責任
  - ・その他の事由による第三者の経済的損失に対する賠償責任
    - 例えば、参加者が研修中に感染症に罹患した疑いがある場合の検査代 等
- ❷ 地震によるケガも補償!(オプション)
- ❸ 自宅と会場間の移動中のケガも補償!
- ❹ 宿泊を伴う研修もご契約いただけます!
- ❺ 宿泊を伴う研修の場合は、感染症罹患への見舞金補償を追加することができます!
- ❻ 包括契約により名簿は備え付けでOK、保険料精算事務も効率化できます!
- ❼ 異なった種類のイベントも包括契約でまとめることができます!
- ❽ 参加者が少人数でも契約可能です!

# 保険金額と参加者1人当たりの保険料

下表はおすすめプランです。他のプランをご希望の場合はお見積もりいたします。

## 〈補償対象項目と保険料例〉

### A 宿泊を伴わない研修

被保険者	補償内容	保険金額	保険料
行事主催者の 賠償責任	(1)他人の身体の障害 (2)他人の財物の損壊 (3)受託物を損壊、紛失、盗取・詐取 (4)人格権侵害 (5)鍵の紛失、盗取または詐取による錠自体の 交換費用 (6)研修者の実技中の事故による身体の障害 および他人の財物の損壊 (7)個人情報の漏えい (8)上記以外の事由による第三者の経済的損失	800万円限度  〔ただし、左記(2)、(3)、(5) および(6)のうち 他人の財物の損壊は、 500万円限度〕	100円／人・日  〔地震による ケガも補償する場合は、 110円／人・日〕
研修会参加者のケガ	死亡・特定重度障害保険金	100万円	
	入院保険金日額	3,000円	
	通院保険金日額	2,000円	
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍	

#### 保険料算出例

30人参加の2日間研修の場合

$$30人 \times 2日間 \times 100円 = 6,000円$$

### B 宿泊を伴う研修

被保険者	補償内容	保険金額	保険料
行事主催者の 賠償責任	(1)他人の身体の障害 (2)他人の財物の損壊 (3)受託物を損壊、紛失、盗取・詐取 (4)人格権侵害 (5)鍵の紛失、盗取または詐取による錠自体の 交換費用 (6)研修者の実技中の事故による身体の障害 および他人の財物の損壊 (7)個人情報の漏えい (8)上記以外の事由による第三者の経済的損失	800万円限度  〔ただし、左記(2)、(3)、(5) および(6)のうち 他人の財物の損壊は、 500万円限度〕	3泊4日 <sup>(*)1</sup> の場合、 360円／人  〔地震による ケガも補償する場合は、 380円／人〕
研修会参加者のケガ	死亡・特定重度障害保険金	100万円	
	入院保険金日額	3,000円	
	通院保険金日額	2,000円	
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍	
研修会参加者の 感染症罹患時の見舞金	死亡	60万円	
	入院	7千円～5万円 <sup>(*)2</sup>	
	通院・自宅待機	7千円～5万円 <sup>(*)2</sup>	

(\*)1)次のパターンの中からお選びいただけます。「日帰り」「1泊2日」「3泊4日まで」「6泊7日まで」「13泊14日まで」「1ヶ月まで」

(\*)2)日数区分ごとの見舞金額はP5をご参照ください。

#### 保険料算出例

30人参加の3泊4日の研修会の場合

$$30人 \times 360円 = 10,800円$$

※補償の詳細は、P4～P5でご確認ください。

# 補償の内容 (P4~P5に記載されている内容は、主に保険約款の一部を抜粋したものです。詳細は保険約款でご確認ください。)

## 【行事主催者賠償責任保険】

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
<p>保険期間中に行事を開催する施設に起因して、または行事の主催者の業務に起因して、以下の事由が生じ、行事の主催者が第三者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が発生した場合。 ただし、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となります。</p> <p>(1)他人の身体の障害に対する賠償責任 (2)他人の財物の損壊に対する賠償責任 (3)受託物を損壊し、紛失し、または盗取・詐取されること (4)人格権侵害(注)による賠償責任 (5)鍵の紛失、盗取または詐取により、錠自体の交換が必要になった場合の錠交換費用に対する賠償責任 (6)行事における実技中の事故による身体の障害および他人の財物の損壊に対する賠償責任 (7)個人情報の漏洩による賠償責任 (8)その他、行事の主催者の業務の遂行に起因して発生した、第三者の経済的損失に対する賠償責任 (注)人格権侵害とは、不当行為によって他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害することをいいます。 不当行為とは、次のいずれかの行為をいいます。 ア.不当な身体の拘束 イ.口頭または文書もしくは図画等による表示</p> <p>&lt;保険金支払の対象となる損害の範囲&gt;</p> <p>保険金支払の対象となる損害は、つぎのいずれかに該当するものに限ります。</p> <p>(1)法律上の損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に当社の同意が必要です。) 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金</p> <p>(2)争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や交渉等において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(調停や示談も含みます。)</p> <p>(3)損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使についての必要な手続を行なうまたは既に発生した事故に係わる損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために当社の同意を得て支出した必要なまたは有益な費用</p> <p>(4)緊急措置費用 上記(3)の規定に基づき、被保険者が必要な手続きを行なうまたは手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用、または当社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>(5)協力費用 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(6)初期対応費用 被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等社会通念上妥当と認められる初期対応費用および弁護士相談費用</p> <p>(7)個人情報漏洩対応費用 個人情報の漏洩またはそのおそれが発生した場合において、被保険者が個人情報漏洩対応費用として支出した社会通念上妥当と認められる次の費用。ただし、事故対応期間(被保険者または保険会社が最初に個人情報漏洩またはそのおそれを発見したときからその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた費用に限りません。</p> <p>①事故原因調査費用、②他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用、③謝罪広告掲載費用・会見費用、④お詫び状作成・送付費用、⑤見舞金・見舞品購入費用、⑥コンサルティング費用(当社の書面による同意を得たものに限りません。)、⑦コールセンター委託費用、⑧弁護士への相談費用(当社の書面による同意を得たもので、社内弁護士や顧問弁護士への報酬は除きます。)、⑨被保険者の使用人の超過勤務手当・交通費・宿泊費・通信費</p>	<p>(1)被保険者の故意 (2)他人との特別な約定により加重された賠償責任 (3)戦争、変乱、暴動、騒擾または労働争議 (4)地震、噴火、洪水、津波または高潮 (5)被保険者の占有を離れた財物の損壊自身や、被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果に起因する損害 (6)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた過失犯以外の犯罪行為に起因する損害 (7)最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その後継または反復として行われた不当行為に起因する損害 (8)被保険者または被保険者の使用人、または被保険者と同居する親族が行い、もしくは加担した盗取、詐取 (9)被保険者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 (10)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 (11)原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自身の損害 (12)自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 (13)給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害 (14)建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害 (15)受託物が預け主に引渡された後に発見された事故 (16)受託物の使用不能に起因する事故 (17)自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する損害 (18)クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことに起因する損害</p>

## 【傷害保険】

(1)当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故<sup>(\*)1</sup>によってその身体に被った傷害に対して、下表の保険金を支払います。  
(2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(\*)2</sup>を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(\*)1)以下「事故」といいます。

(\*)2)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### ●補償対象となる事故の範囲

- ①行事参加者の傷害危険担保特約付帯の場合:被保険者が行事に参加している間および集合地又は解散地と自宅との往復中に被った傷害  
②施設入場者の傷害危険担保特約付帯の場合:被保険者が行事が開催される施設内および施設と自宅との経路往復中に被った傷害  
③国内旅行特約(傷害保険用)付帯の場合:保険証券記載の旅行の為に住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中に被った傷害

補償事項	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合(詳細は普通保険約款をご参照ください。)
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。なお、特定重度障害保険金が支払われた場合には、当会社は、死亡保険金を支払いません。	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行
特定重度障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に労働者災害補償保険法施行規則別表第一「障害等級表」に記載の第一級及び第二級の傷害(特定重度障害)が生じた場合は、保険金額の全額を特定重度障害保険金として被保険者に支払います。なお、当会社は、特定重度障害保険金の支払請求を受けていた場合において、それを支払う前に、さらに死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、特定重度障害保険金を支払いません。特定重度障害保険金を支払った後に、死亡保険金の請求を受けた場合も、当会社はこれを支払いません。	

入院保険金	入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。 入院保険金日額×入院した日数 <sup>(*)1</sup> =入院保険金の額 <sup>(*)1</sup> 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。	⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波(ただし、天災危険担保特約を付帯した契約を除く) ⑩被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑪被保険者が以下の運動等を行っている間 山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 ⑫被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 ア.乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ.乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。 ウ.法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。 ①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10=手術保険金の額 ②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5=手術保険金の額	
通院保険金	通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。 通院保険金日額×通院した日数 <sup>(*)1</sup> =通院保険金の額 <sup>(*)1</sup> 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	

※天災危険担保特約を付帯した契約においては、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害に対しても保険金を支払います。

## 【感染症保険】(国内旅行特約(感染症保険用)付帯)

(補償対象となる事故の範囲)保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中に被った傷害

補償事項	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払できない場合												
死亡保険金	被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合に、死亡保険金(60万円)を死亡保険金受取人に支払います。	(1)責任開始日前にすでに感染症を発病しているとき。 (2)契約者または被保険者の故意または重大な過失により感染症を発病したとき。 (3)テロ行為により感染症を発病したとき。(その感染症が「保険金等をお支払いする場合」に記載された感染症であったとしても免責とします。)												
入院見舞金	被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に入院した場合、下表の入院見舞金を被保険者に支払います。	※同一の感染症を保険期間中に2度以上発病した場合、2度目以降は不担保とします。 ※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。												
通院・自宅待機見舞金	被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、通院または自宅待機をした場合、下表の通院・自宅待機見舞金を被保険者に支払います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通院・待機日数</th> <th style="text-align: center;">見舞金額</th> <th style="text-align: center;">通院・待機日数</th> <th style="text-align: center;">見舞金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通院・待機日数30日以上</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> <td style="text-align: center;">入院日数8日～14日</td> <td style="text-align: center;">1万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通院・待機日数16日～29日</td> <td style="text-align: center;">2万円</td> <td style="text-align: center;">入院日数1日～7日</td> <td style="text-align: center;">7千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、不担保です。</p> <p>(注)「感染症を発病」とは、医師により感染症と診断されることにより確定するものとし、「発病日」は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とします。但し、被保険者が死亡した後に感染症と診断された場合には、死亡した日を発病日とみなします。なお、「医師により感染症と診断」は、病原体に応じた検査による場合の他、症状などから明らかまたは強く疑われる医師が判断した場合を含むものとします。本保険契約においては、保険終期日の2日後の午後12までに「感染症の発病」が確認された場合、旅行行程中に発病したものと見なします。</p> <p>なお、お支払いの対象となる感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」を対象とし、法令の改正により変更される場合は事故時点で当該法令に記載された感染症とします。ただし、「五類感染症」については以下に記載された感染症に限るものとします。</p> <p><b>【お支払いの対象となる五類感染症】</b></p> <p>インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスピロジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アーベー赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く)、ジアルジア症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネットバクター感染症、薬剤耐性膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症</p>	通院・待機日数	見舞金額	通院・待機日数	見舞金額	通院・待機日数30日以上	5万円	入院日数8日～14日	1万円	通院・待機日数16日～29日	2万円	入院日数1日～7日	7千円	
通院・待機日数	見舞金額	通院・待機日数	見舞金額											
通院・待機日数30日以上	5万円	入院日数8日～14日	1万円											
通院・待機日数16日～29日	2万円	入院日数1日～7日	7千円											

※一人の被保険者について、傷害保険の入院保険金、手術保険金、通院保険金および感染症保険の入院見舞金、通院・自宅待機見舞金の合計の支払限度額は80万円とし、これらの支払額の合計額が80万円に達した場合、超過する金額は支払いません。

# 「重要事項説明書」

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

この「重要事項説明書」は、保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など、特に注意していただきたい事項(注意喚起情報)等を記載しています。記載事項はすべてお申込み前にご理解いただきたい大切な情報ですので、必ずお読みいただき、内容をご確認いただくとともに、ご契約後も大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

また、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款、付帯する特約の約款をご参照ください。

## 【マークのご説明】

契約  
概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意  
喚起情報

ご契約に際してお客様にとって不利益になる事項等、  
特にご注意いただきたい事項

## 1. 商品の仕組み

契約  
概要

この保険は、行事の主催者を契約者とし、行事の主催者の賠償責任、行事の参加者のケガや感染症罹患を補償する保険です。この保険の普通保険約款及び選択する特約は下表の通りです。

普通保険約款	選択する特約
行事主催者賠償責任保険	なし
傷害保険	行事参加者の傷害危険担保特約 施設入場者の傷害危険担保特約 天災危険担保特約 国内旅行特約(傷害保険用)
感染症保険	国内旅行特約(感染症保険用)
精算方法に関する特約	包括契約に関する特約(一括報告・一括精算用) 包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用) 包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)

## 2. 補償の内容

契約  
概要

注意  
喚起情報

パンフレットのP4~P5をご覧ください。

## 3. 保険期間および継続

契約  
概要

保険期間は行事の初日の午前0時に始まり最終日の午後12時に終ります。なお、この保険契約は自動継続しません。

## 4. 責任期間

注意  
喚起情報

行事主催者賠償責任保険及び傷害保険:保険期間と同一です。

感染症保険:保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の2日後の午後12時に終ります。

## 5. 引受条件

契約  
概要

注意  
喚起情報

この保険は、主に医療・福祉関連の研修会や講演会、レクリエーション等の行事を対象として設計されており、また使用する施設もセミナールーム、公民館等の施設を前提として設計されています。従って、以下に記載する相対的に危険度の高い職業、行事や施設はご契約の対象となりませんのでご注意ください。ご不明な点は当社までお問い合わせください。

【対象とならない職業例】

農林作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、プロボクサー 等

【対象とならない行事例】

サッカー大会、スキーダイバーカーでの遊覧 等

【対象とならない施設例】

アーチェリー場、スケート場、空手道場 等

当社は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険額が1被保険者合計で1,000万円を超えない範囲(注)内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業(少額短期保険業)を行います。

(注)1契約者当たりの上限は、保険区分毎に定められた1被保険者当たりの上限の100倍です。

## 6. 保険料と払い込み方法

契約  
概要

注意  
喚起情報

保険料は、ご契約者様がご希望する保険金額により当社規定の算式で算出いたします。保険料例はP3をご覧ください。

ご契約者様には、行事開催前に銀行振込により保険料を払い込みいただきます。なお、包括契約特約を付帯した場合の保険料の払い込み方法は下表の通りです。保険料領収前に生じた事故による損害や傷害に対しては、保険金を支払いませんのでご注意ください。

### 【包括契約を締結した場合】

	精算方式	暫定保険料と確定精算
1	一括報告・ 一括精算	暫定保険料:特約期間開始前に、予定している全行事の予定保険料をお支払ください。 人数報告:特約期間終了後に、全ての行事の確定人数をご報告ください。 確定精算:特約期間終了後に、ご報告に基づいた特約期間中の確定保険料と暫定保険料の差額を精算いたします。
2	毎月報告・ 一括精算	暫定保険料:特約期間開始前に、予定している全行事の予定保険料をお支払ください。 人数報告:毎月、月ごとの行事の確定人数をご報告ください。 確定精算:特約期間終了後に、ご報告に基づいた特約期間中の確定保険料と暫定保険料の差額を精算いたします。
3	毎月報告・ 毎月精算	暫定保険料:予定している1か月分の予定保険料特約期間開始前にお支払ください。 人数報告:毎月、月ごとの行事の確定人数をご報告の上その月の確定保険料をお支払ください。 確定精算:特約期間終了後に、最終月のご報告に基づいた最終月の確定保険料と暫定保険料の差額を精算いたします。

## 7. 補償重複に関する事項

注意  
喚起情報

補償内容が同様の他の保険契約等を被保険者が締結されているときは、補償が重複して保険料が無駄になることがありますので、補償内容や保険金額等を確認して補償の要否をご判断のうえご契約ください。

## 8. 配当金

契約  
概要

この保険契約には契約者配当金はありません。

## 9. クーリング・オフ

注意  
喚起情報

この保険契約は、契約期間が1年以内の為、クーリング・オフの対象ではありません。

## 10. 告知義務および通知義務の内容

契約  
概要

告知義務とはご契約の際に、危険に関する重要な事項(告知事項)などの当社がお尋ねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき(以下、「告知義務違反」といいます。)は、当社は保険契約を解除することができるものとします。

通知義務とはご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、その変更内容(通知事項)を当社または代理店に通知していただく義務のことをいいます。

この保険契約における告知事項・通知事項は以下の通りです。

精算方式	告知事項	通知事項
行事主催者賠償責任保険	行事の名称、行事の参加予定人数、同種の他の保険の有無および過去3年以内の同一契約者の同種の事故発生状況	行事の参加予定人数(変更があった場合のみ)
傷害保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の職業・職務	被保険者の職業・職務
感染症保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の専門資格名・職業・勤務先	被保険者の専門資格名・職業・勤務先

## 11. 解約

この保険契約は、いつでも将来に向かって解約することができます。この保険契約を解約した場合は、以下の算出式に基づいて計算した未経過期間の保険料(未経過保険料)を返還いたします。

1. 行事主催者賠償責任保険、行事参加者の傷害危険担保特約または施設入場者の傷害危険担保特約を付した傷害保険の場合
  - 1) 開催済みの行事:返還する未経過保険料はありません
  - 2) 未開催の行事:保険料の全額を返還いたします。
2. 国内旅行特約を付した傷害保険および感染症保険
 

既収保険料と保険始期から解約日までの期間に対応した保険料の差額を返還いたします。



## 12. 保険契約者保護機構について

この保険契約は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象ではなく、また保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。



## 13. 契約内容の見直しについて

- ①当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金額を変更します。
- ②当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめることができます。この場合、中止の2か月前までに保険契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。
- ③保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、当社の収支の改善が見込めないときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額し若しくは保険金等の額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、原則として変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。



## 14. ご意見・苦情等のご連絡先

保険の内容等に関するご意見・苦情等については、以下のフリーアクセスで承ります。

メディカル少額短期保険(株)

 0120-900-358

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始休日を除く)



## 15. 指定紛争解決機関

### 「少額短期ほけん相談室」について

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

TEL 104-0032

東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階

TEL 0120-82-1144

受付時間:月曜日から金曜日の9:00~12:00

および13:00~17:00(祝日および年末年始休業期間を除く)



## 16. 個人情報の取り扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は、メディカル少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。)に本契約に関する個人情報を提供いたします。当社は、本契約に関する個人情報を下記の目的の範囲内で利用する他、①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別の非公開情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的を限定しております。

- 保険契約のお引受・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社並びに代理店の営業等に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関する業務
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供すること
  - ②保険金支払い、契約の維持・管理、等の判断をするうえでの参考とするために、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社と共同して利用すること(支払時情報交換制度)
  - ③当社と当社のグループ会社または当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること
  - ④契約の安定的な運用を図るために、被保険者の保険金請求情報等を保険契約者に対して提供すること

詳しくは、メディカル少額短期保険株式会社のホームページ

(<http://medical-ssi.co.jp/>)をご参照ください。

### ■ 支払時情報交換制度

当社は、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

### ● 事故が起きた場合

この保険のお支払い対象となる事故が起こった場合は、必ず行事の主催者であるご契約者さまからこのパンフレットの裏表紙に記載の保険会社にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

当社は下記以外の書類の提出を依頼する場合や下記の提出書類の一部を求めない場合があります。

### 【行事主催者賠償責任保険】で対象となる事故

賠償事故に関する所定の事故報告書をファックスまたはメールでお送りくださいますよう願いいたします。

事故報告書を確認の上、保険会社から保険金請求書を送付いたしますので、以下の必要書類をお送りくださいますようお願い申し上げます。書類が確認できましたら、ご指定のお口座に保険金をお振込みいたします。

- ①所定の保険金支払請求書
- ②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
- ③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ④被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤損害の範囲に規定する争訟費用/損害防止軽減費用/緊急措置費用/協力費用/初期対応費用および個人情報漏洩対応費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑥保険証券

### 【傷害保険】【感染症保険】で対象となる事故

以下の2点について、ファックスまたはメールでお送りくださいますよう願いいたします。

- ①行事開催中であることの証明書

- ②事故を被った被保険者様が記載された参加者名簿

いただいたご報告に基づき、保険会社から被保険者様にご連絡をし、その後のお手続き(保険金請求書等の書類の提出依頼と保険会社からの保険金の支払い)を進めさせていただきます。



メディカル少額短期保険株式会社

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F

 0120-900-358

(土・日・祝日・年末年始休日を除く9:00~17:00)

## ・お申込み方法・

### Step.1

包括契約期間中の行事予定表をメディカル少額短期保険(株)宛てにメールでお送りください。  
行事予定表のフォーマットは、以下のWEBサイトからダウンロードいただけます。

Web <https://www.medical-ssi.co.jp/product/event/>

E-mail event@medical-ssi.co.jp

### Step.2

折り返し、メディカル少額短期保険(株)より暫定保険料のお見積もりをメールでお送りいたします。

### Step.3

契約申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、行事の予定表(行事名、開催年月日、行事ごとの実質開催日数と参加予定人数)を添えて、下記メディカル少額短期保険(株)までご郵送ください。  
お急ぎの場合は、メディカル少額短期保険(株)または取扱代理店までご連絡ください。



メディカル少額短期保険(株)

住所:〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F

### Step.4

折り返し、メディカル少額短期保険(株)より以下の3点をご郵送いたします。

①保険証券 ②請求書 ③保険約款

### Step.5

請求書に記載した払込期日までに暫定保険料をお振込みください。

### Step.6

折り返し、メディカル少額短期保険(株)より入金確認のご連絡をメールでお送りいたします。

## ・包括契約選択の目安・

包括契約は、複数回行事を一つの契約で包括し、お申込み手続きや保険料のお支払いを簡便にする目的の契約です。  
以下の3つの包括契約のうちいずれか一つの報告・精算方法を契約申込書でご指定ください。

### 1. 一括報告・一括精算

1ヶ月以内に少数回(1回以上)のイベントを行う場合に適しています。

### 2. 毎月報告・一括精算

年間スケジュールが概ね立っている場合に、精算が一番簡便な方法です。

### 3. 每月報告・毎月精算

例えば、1ヶ月程度の予定しか定まっていないが、年間ある程度の開催は見込んでいる場合に適しています。

※人数の報告方法と精算方法はP6でご確認ください。

※被保険者(研修会等の参加者)の名簿(氏名、住所)はご契約時の提出は不要ですが、必ず備え付けてください。

保険金をご請求いただく際に必要になります。

### 引受保険会社

メディカル少額短期保険株式会社

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F

0120-900358 [土・日・祝日・年末年始休日  
を除く9:00~17:00]

E-mail event@medical-ssi.co.jp

Fax 0120-973-229

### 取扱代理店